

茨労発基 1125 第 3 号の 2
令和 2 年 11 月 25 日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
茨城支部 支部長 殿

茨城労働局長



情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、
第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導
の実施について（一部改正）

平素より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、平成 27 年 9 月 15 日付け基発 0915 第 5 号をもって、厚生労働省
労働基準局長から示されているところですが、近年の急速なデジタル技術の進展に伴
い、情報通信機器を用いて面接指導を行うことへのニーズが高まりに伴い一部改正さ
れることになりました。

改正内容については、別添、令和 2 年 11 月 19 日付け基発 1119 第 2 号の記のと
おりですので、了知いただくとともに、傘下会員等に対し周知方お願いいたします。